

「令和 7 年度町内会アドバイザー派遣制度等」企画運營業務に係る調達契約について公募型企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課推進係
電話(011)211-2253

2 契約に関する事項

(1) 調達する役務の名称

「令和 7 年度町内会アドバイザー派遣制度等」企画運營業務

(2) 調達案件の仕様等 提案説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの方法 公募型企画競争にて行う。

ア 参加者を募集

イ 参加意向申出書の提出

ウ 提案書類の提出

エ 提案内容について企画提案審査会で審査

オ 審査の結果、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出

カ 選出された契約候補者と所定の手続を経て本市と随意契約

なお、企画競争の応募方法および提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。

(6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第

2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

4 提案書類の提出場所等

- (1) 提案書類の提出場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 提案説明書の交付方法
令和7年4月24日(木)から上記1の場所にて交付する。また、札幌市市民文化局のホームページからも入手可能。
(ホームページアドレス <https://www.city.sapporo.jp/chiiki/ippan.html>)
- (3) 質問の受付期限
令和7年5月15日(木)12時00分
- (4) 参加意向申出書の提出期限
令和7年5月22日(木)12時00分(郵送の場合は前日までに必着のこと。)
- (5) 提案書類の提出期限
令和7年5月29日(木)12時00分(郵送の場合は前日までに必着のこと。)
- (6) その他、提出書類の詳細等については、提案説明書による。